

注意事項

- 1 この書類は、指定を辞退しようとする日の30日前までに提出してください。
- 2 この書類は、指定を受けている施設又は事業所の所在地を管轄する福祉事務所に提出してください。
ただし、札幌市、旭川市及び函館市を所在地とする施設等については、それぞれの市に対しそれぞれの市が定める様式により提出してください。
- 3 この書類は、生活保護法による指定のみを不要とする場合に提出するものですので、施設又は事業を廃止する場合は、廃止届書を提出してください。

記載要領

- 1 「事業所の名称」「事業所の所在地」は、介護保険法による指定又は許可を受けた正式名称及び所在地を記載してください。
- 2 「事業所番号」は介護保険法による10桁の番号を記載してください。
- 3 「事業の種類」は、事業の種類(訪問介護等)又は施設を記載してください。
- 4 「委託者等の措置状況」は、辞退した後の、貴事業所で介護扶助を受けている生活保護受給者等の措置状況(既に行った措置及び今後予定している措置)を記載してください。
- 5 「届出者(開設者)」については、届出者(開設者)が個人の場合は、氏名及び自宅住所を記載してください。
また、届出者(開設者)が法人の場合は、法人の名称及び代表者の職・氏名並びに主たる事務所の所在地を記載してください。